

- 1 会議名 全員協議会
- 2 日時 令和7年8月20日（水）
午前10時から午後0時13分まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 15名
- 5 出席者 市長 久保田桂朗、副市長 柴田義晴、総務部長 中村定秋、
総務部専門監 西山慎太郎、福祉部長 佐野剛、健康こども
未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、
教育部長 石川文子
企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼
松英知、同統括主査 宇佐美祐二、市民窓口課長 佐野亜矢、
環境政策課長 秋田伸裕、同統括主査 今枝正継、維持管理
課長 竹安誠、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、消
防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 小川薫、
消防署長 伊藤徹
- 6 欠席者 教育長、市民協働部長
- 7 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉
- 8 議長あいさつ
- 9 市長あいさつ
- 10 報告事項
（1）執行機関からの報告
①9月定例会に提出予定の議案について
各部長：所管する議案について資料に基づき説明
【確認】
なし
②使用料・手数料等の見直しについて
企画財政課長：資料に基づき説明
【質疑】
なし
③事務事業、補助金等の適正化の検討結果のパブリックコメントについて
企画財政課長：資料に基づき説明
【質疑】
梅村議員：今回評価したのは令和6年度までの事業で、今年度の事業は評
価に入っていないということか。
企画財政課長：令和6年度も対象事業があり、引き続き令和7年度も事業
や補助金が継続しているものを対象に検討を行った。令和7年度で終了
するような事業は担当課の申出により評価の対象としないとしたもの
もあるが、基本的には令和7年度も事業として継続しているものについ
て適正化の評価を行った。

梅村議員：パブリックコメントを終え、最終的な結論を出すのはいつ頃になるか。また、その後どのような動きがあるのか予定があれば聞きたい。

企画財政課長：パブリックコメントは9月19日が期限であり、いただいた意見については速やかに市の考え方をまとめて公表したい。今後、寄せられた意見の中で仮に反対意見があったような場合についても、市の考え方を総合的に勘案して最終的な判断をさせていただこうと思っている。こちらについても終了後速やかに最終的な公表はさせていただきたい。

梅村議員：継続や縮小等の件数が出ているが、これはほぼ確定か。これからいろいろな意見が出て変更の余地が多少あるとしても、執行機関としてはほぼ結果を固めているという見方をしたほうがよいのか。変動の余地は多少あるのか。

総務部長：こちらについては内部での委員会での議論を経て庁議でも確認をしているため、基本的にはこの方向でいきたいと思っている。もちろんパブリックコメントを受けて変更する場合もある。最終的には全て予算が関わってくるため、令和8年度以降の予算審議の中で決定することとなると思う。

木村議員：廃止というものもある。目的を達成できていない事業は確かにあるかもしれないが、目的を達成するために新たな事業の展開も必要だと思うが、そういったところについてはこの委員会では議論されていないのか。もしくはどこかの場で行うのか。

総務部長：この委員会の中では、改善等の意見もあるが、それを受けて、もし廃止によって何か不具合等があれば、担当課において責任を持って新しい事業について検討していくことになると思う。

大野議員：改善についてのコメントが少なく、具体的にわかりづらい。どのように補足するのか。

総務部長：改善内容については、コメントを受けて担当課で検討いただくこととなる。

④損害賠償請求住民訴訟上告及び上告受理申立て事件の決定について

行政課長：資料に基づき説明

【質疑】

水野議員：原審でも控訴審でも上告審でも請求が棄却されたということでそれぞれの訴訟の費用等は控訴人や上告人の負担となる主文も出ているが、それでも訴訟に対応するために市も弁護士に依頼したり職員が作業をしたりして、経済的な負担、究極的には市民の税負担した分がある

と思う。具体的な金額はこの場では伺わないが、そういった負担があるということは確認させていただきたい。いかがか。

行政課長：訴訟代理人に支払う費用やその他経費、職員が訴訟に対応した時間等もあった。

水野議員：究極的には市民が納めた税金からそういうものは賄われるということではよろしいか。

行政課長：税金から賄われるものとなる。

⑤協定締結について（株式会社ジモティー、株式会社大垣共立銀行・株式会社バイウエル）

環境政策課長：資料に基づき説明

【質疑】

堀江議員：リユース活動の促進について、ほかにも同様の企業がある中で協定締結先にジモティーを選ばれた理由は何か。

環境政策課長：他自治体との協定締結の実績もあり、手数料も発生しないため、そういったことも加味して協定を締結した。

堀江議員：周知はどういった形でいつから行うのか。

環境政策課長：協定を締結した際に既にラインで発信している。年末や3月等、粗大ごみが発生しやすい時期にも情報発信をし、粗大ごみに限らず、ごみの減量について周知していきたい。

⑥岩倉市水道事業（岩倉団地水源・経営状況）について

上下水道課長：岩倉団地水源のPFAS対応について、今後は県水100%の供給に切り替えたいと考えている。その理由や対応について説明する。また、水道事業の経営状況についても、令和6年度の決算を踏まえ、最新の状況を報告する。なお、水道料金の改定時期は岩倉市水道料金等審議会より令和9年度が妥当であると答申がされたが、PFAS対応にかかる費用の増加等の影響により現金保有額が著しく減少しているため、料金改定時期を前倒しすることを検討している。

上水道グループ長：資料に基づき説明

【質疑】

水野議員：岩倉団地配水場の供給範囲を縮小することによって岩倉団地のみとするということであるが、供給範囲から外れる岩倉団地以外のところの工事など作業、手続き、周知はどのようになっているか。

上下水道課長：工事はない。バルブによってエリアが切り替えられるようになっている。周知を行って夜間断水をし、1日か2日で作業が終わる予定をしている。

水野議員：将来的に値が小さくなった場合に県水 100%をやめる議論はあったのか。

上下水道課長：審議会ではそのような話題はなく報告のみ行った。しかし様々な選択肢があるため、まずは県水に切り替えるが、しばらくは濃度の変化を見ていきたい。現時点でどうするかは判断できないが、考えられる選択肢としては、単純に廃止する、濃度が下がったら使用できるよう施設を維持する、飲用以外であれば使用できるため災害時に利用する等が考えられる。極端に濃度が下がれば再利用も考えられるため、原水の濃度がどうなっていくのか、まずは1年様子を見ていきたい。

塚崎議員：災害時の利用も検討していくとお伝えいただいたが、100%県水に切り替える判断理由の1つに、県水受水費を支払いながら水源の維持管理費も必要となりコスト増になるためとある。東町水源も数値が上がってきている状況がある中で、ほかの水源に関しても数値が上がった場合は県水に切り替えていくことが最適という判断になっているのか。

上下水道課長：東町水源も数値が高くなってきているので、基準を超過するようなことがあれば県水へ切り替える。ほかの水源はエリア縮小と同様にバルブ操作ですぐに県水に切り替えることが可能なため、まだそこまでの判断はしていないが、当然、東町水源は次に県水へ切り替える可能性がある水源だと考えている。岩倉団地に関しては、現在7割の県水を入れていても30前後の数値が出ており、これがまた上がったときに、今の施設ではこれ以上県水を入れるとオーバーフローが起きてしまう。そうであれば県水 100%に切り替えてしまったほうが余分な支出はないだろうということもある。もう1つ、万一基準値 50 を超えた場合に、岩倉団地水源はまずエリアを縮小しないと県水に切り替えできず、今から対策しておかないと万一の際に飲用水が提供できなくなってしまうことが考えられるため、このような判断をした。

水野議員：経営状況に関連して、岩倉市の現状を県に説明して、例えば企業債の起債の際に配慮していただくようなことはあるか。新規に起債する際に相談すると思うが、愛知県から事情を考慮するような話はあるか。

上水道グループ長：企業債を計上する際には、事前に県と協議するが、国からは企業債をこれまで施設の整備等に主に計上していたが、管路の工事に優先して充てるというようなことを昨年言われた。今年度は主に管路の工事で企業債を計上している。今年度は民間から借りるよう言われたりもした。水道事業としては管路の更新を一旦中止しているため、管路の更新で必要な部分を企業債として計上していきたい。その額については計上する際に県と協議しながら決定していきたい。

水野議員：県の方からはお金がなかったら民間の金融機関から借りてほしいと言われているということだと思うが、金利等を考えた場合、それが最善の選択か。市としては、起債に限らず、資金不足を防ぐために県に今後の方針について具体的な提案や相談はしていくのか。

上下水道課長：どこの事業体も同じ状態であるため、まず料金改定を行って回避していく。起債できる部分はそれを有効利用していく。特段岩倉市の経営状態が悪いからといって配慮してもらえないことはないため、制度にのっとって粛々と行っていく。

木村議員：今後の検査のやり方はどのようになるのか。給水栓で測定することと、原水も測定することが重要かと思うが今後の方針はどのようになっているか。

上水道グループ長：採水場所は原則として給水栓とされている。原水の検査義務はないが、国からは、P F A Sに限らず、ほかの水質も含めて原水で年に1回の検査の実施について依頼がされている。岩倉団地水源については6月末に実施しているが、今年度中にもう1回原水の検査を実施したい。そのほかの水源については水質検査の体制も含めて今後検討したい。

⑦その他

（第53回全国消防救助技術大会出場について）

消防署長：7月24日（木）三重県消防学校で開催された第53回消防救助技術東海地区指導会にて、水上の部、基本泳法の種目に出場し、優秀な成績をおさめ、8月30日（土）兵庫県消防学校で開催される第53回全国消防救助技術大会へ出場する。競技内容については、通常頭から入水する飛び込みではなく、要救助者を見失うことがないように、足から飛び込む「じゅんか飛び込み」で入水した後、常に頭が水面から出た状態で、基本的な泳法である、クロールのような腕さばきで泳ぐ「ぬき手」と「平泳ぎ」でそれぞれ25メートルずつ泳ぐ種目で、水難救助の基本的な泳法を習得する訓練である。

【質疑】

なし

（第70回愛知県消防操法大会の結果について）

消防本部総務課長：8月9日に豊田市の柳川瀬公園にて開催された。本市は小型ポンプ操法の部に出場し、11チーム中準優勝という素晴らしい成績をおさめた。大会ではチーム一丸となって日頃の訓練の成果を発揮し、最後まで全力を尽くすことができた。昨年、一昨年と2年連続で4位入

賞していたが、準優勝することができたのは、皆様のご支援とご協力の賜物であり、感謝する。

【質疑】

なし

（「教育委員会の権限に属する事務の権利及び執行の状況についての点検及び評価の結果に関する報告書」について）

教育部長：毎年教育委員会ではその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないことが法律で義務付けられている。令和6年度についても、これまでと同様に岩倉市教育振興計画の施策に基づく個々の具体的な取組内容を点検の対象として関係各課で自己評価を行い、7月11（金）と7月25日（金）の2日間にわたり、岩倉市教育振興基本計画推進委員会評価部会を開催し、点検及び評価を審議していただいた。評価部会での点検評価結果及び講評については8月25日（月）開催予定の定例教育委員会に議案として提出し、議決をいただく予定である。議会に対しては9月定例会初日である9月1日（月）に報告書をデータにより配付する予定としているのでよろしく願います。市民周知については広報10月号、市ホームページ、市役所1階観光情報ステーションにて行う予定としている。

【質疑】

なし

（2）その他

なし

1 1 協議事項

なし

1 2 その他

なし